

○南関町危険木伐採等助成金交付要綱

令和4年2月1日告示第6号
令和5年8月10日告示第103号

南関町危険木伐採等助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、危険住宅への倒木被害から町民の生命及び財産の保護を図るため、町内の危険木の伐採、撤去及び処分を行う者に対し、南関町危険木伐採等助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険住宅 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本町の住民基本台帳に記録された町民が実際に居住している住宅に倒木被害を受けるおそれがある住宅をいう。ただし、事務所又は共同住宅を除く。
- (2) 危険木 目通り直径おおむね20センチメートル以上で、かつ、樹高おおむね5メートル以上のもので、倒木により住宅に被害を与えるおそれのある立木をいう。ただし、庭木などの立木を除く。

(助成金の対象経費)

第3条 助成金の対象経費は、次の各号いずれかに掲げるものとする。

- (1) 危険木の伐採に対する経費
- (2) 危険木の撤去及び処分に対する経費

(助成金の申請者)

第4条 助成金の申請者は、原則危険木がある土地の所有者とする。ただし、危険木がある土地の所有者が申請者と異なる場合は、土地の所有者の承諾（第1号様式 承諾書の添付）を得なければならない。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、事業費の10分の5とし、上限を50,000円とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 助成金の交付は、助成対象の危険住宅に対し1年度あたり1回までとする。ただし、南関町総合防災マップ及び熊本県土砂災害情報マップの指定地についてはこの限りでない。

(助成金の交付の申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、南関町危険木伐採等助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

- (1) 危険木の伐採等に要する経費がわかる見積書
- (2) 危険木の伐採箇所が確認できる図面
- (3) 危険木の伐採前の状況写真
- (4) 承諾書（申請者と土地の所有者が異なる場合）
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の受付期間は、実施年度の4月1日から12月31日までとする。

(助成金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の交付をすることが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、助成金の交付決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定をしたときは、その旨を助成金の交付申請をした者（以下「申請者」という。）に対し南関町危険木伐採等助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 申請者は、前条の規定による交付決定通知を受けた申請の内容について変更要件を生じたときは、南関町危険木伐採等助成金変更交付申請書（第3号様式）により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により変更の承認をした場合は、南関町危険木伐採等助成金変更交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び検査）

第9条 申請者は、交付決定通知を受けた年度内に工事を完了させ、工事が完了したときは、南関町危険木伐採等助成金実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類等を添えて町長に提出するものとし、町の確認検査を受けるものとする。

- （1）危険木の伐採等に要した経費の支払を証明する書類の写し
- （2）危険木の伐採後の状況写真
- （3）その他町長が必要と認めるもの

（助成金の交付確定）

第10条 町長は、前条の検査完了後、前条に規定する実績報告書に基づき、助成金額の確定を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、速やかに、南関町危険木伐採等助成金交付確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第11条 申請者は、前条第2項の規定による通知を受けた場合には、助成金を請求しようとするときは、南関町危険木伐採等助成金交付請求書（第7号様式。以下「請求書」という。）に町長が必要と認める書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査のうえ、請求のあった日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第12条 町長は、助成金の交付を受けたものが次の各号いずれかに該当する場合は、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1）偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けたとき。
- （2）前号に掲げる場合のほか、不相当と認められる事実があったとき。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)

年 月 日

南関町危険木伐採等助成金交付申請書

南関町長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

年度において南関町危険木伐採等助成金を交付されたく、南関町危険木伐採等助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記
事業計画書

危険木の所在地	南関町大字	番地
危険木の土地所有者氏名	申請者本人 (※異なる場合)	
伐採本数	本	
伐採予定日	年	月 日
伐採に要する見積金額	円	
工事業者名		
備考		

(添付書類)

- 危険木の伐採等に要する経費がわかる見積書
- 危険木の伐採箇所が確認できる図面
- 危険木の伐採前の状況写真
- 承諾書(申請者と土地の所有者が異なる場合)
- その他町長が必要と認める書類

承 諾 書

年 月 日

土地所有者 住 所
氏 名 印
電話番号

下記の所有地の伐採については南関町危険木伐採等助成金交付申請者へ伐採業務を委任し、該当箇所の伐採を承諾します。

記

危険木伐採対象箇所	
南関町大字	番地

助成金申請者 住所：
氏名： 印

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

南関町長

南関町危険木伐採等助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった南関町危険木伐採等助成金について、南関町危険木伐採等助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) この助成金は、ほかの経費に流用しないこと。
- (2) 申請の内容に変更若しくは中止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 危険木の伐採等が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

年 月 日

南関町危険木伐採等助成金変更交付申請書

南関町長

様

住 所
氏 名

印

年 月 日付 第 号で交付決定のあった、南関町危険木伐採等助成金について、南関町危険木伐採等助成金交付要綱第8条第1項の規定により申請の内容を変更したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-----------|----------------------|---|
| 1 | 既助成金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更助成金申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 変更後に要する経費 | 金 | 円 |
| 4 | 変更理由 | | |
| 5 | 添付書類 | | |
| | (1) | 交付決定通知書の写し | |
| | (2) | 危険木の伐採等に要する経費がわかる見積書 | |
| | (3) | その他町長が必要と認めるもの | |

第4号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

南関町長

南関町危険木伐採等助成金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった南関町危険木伐採等助成金について、南関町危険木伐採等助成金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更交付決定額 | 金 | 円 |

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

南関町危険木伐採等助成金実績報告書

南関町長

様

住 所

氏 名

印

年 月 日付 第 号により南関町危険木伐採等助成金(変更) 交付決定を受けた南関町危険木伐採等助成金について、南関町危険木伐採等助成金交付 要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えてその実績を報告します。

記

危険木の 所在地	南関町大字 番地
危険木の 土地所有者氏名	申請者本人（※異なる場合 ）
伐採本数	本
伐採日	年 月 日
伐採等に要した 経費	円
工事業者名	
備考	

(添付書類)

- 危険木の伐採等に要した経費の支払を証明する書類の写し
- 危険木の伐採後の状況写真
- その他町長が必要と認めるもの

第6号様式 (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

南関町長

南関町危険木伐採等助成金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった南関町危険木伐採等助成金について、南関町危険木伐採等助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | |
|-------------------|---|---|
| 1 助成事業に要した経費及び補助金 | | |
| 危険木の伐採等に要した経費 | 金 | 円 |
| 助成金の額 | 金 | 円 |

第7号様式 (第11条関係)

年 月 日

南関町危険木伐採等助成金交付請求書

南関町長 様

住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号で確定通知がありました南関町危険木伐採等助成金について、南関町危険木伐採等助成金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 支払先

振込金融機関	振込先	銀行 農協	支店 支所
	預金口座	預金の種類	
		1 普通	2 当座
	ゆうちょ銀行の場合	記号	
番号			
口座名義人	フリガナ 氏名		